

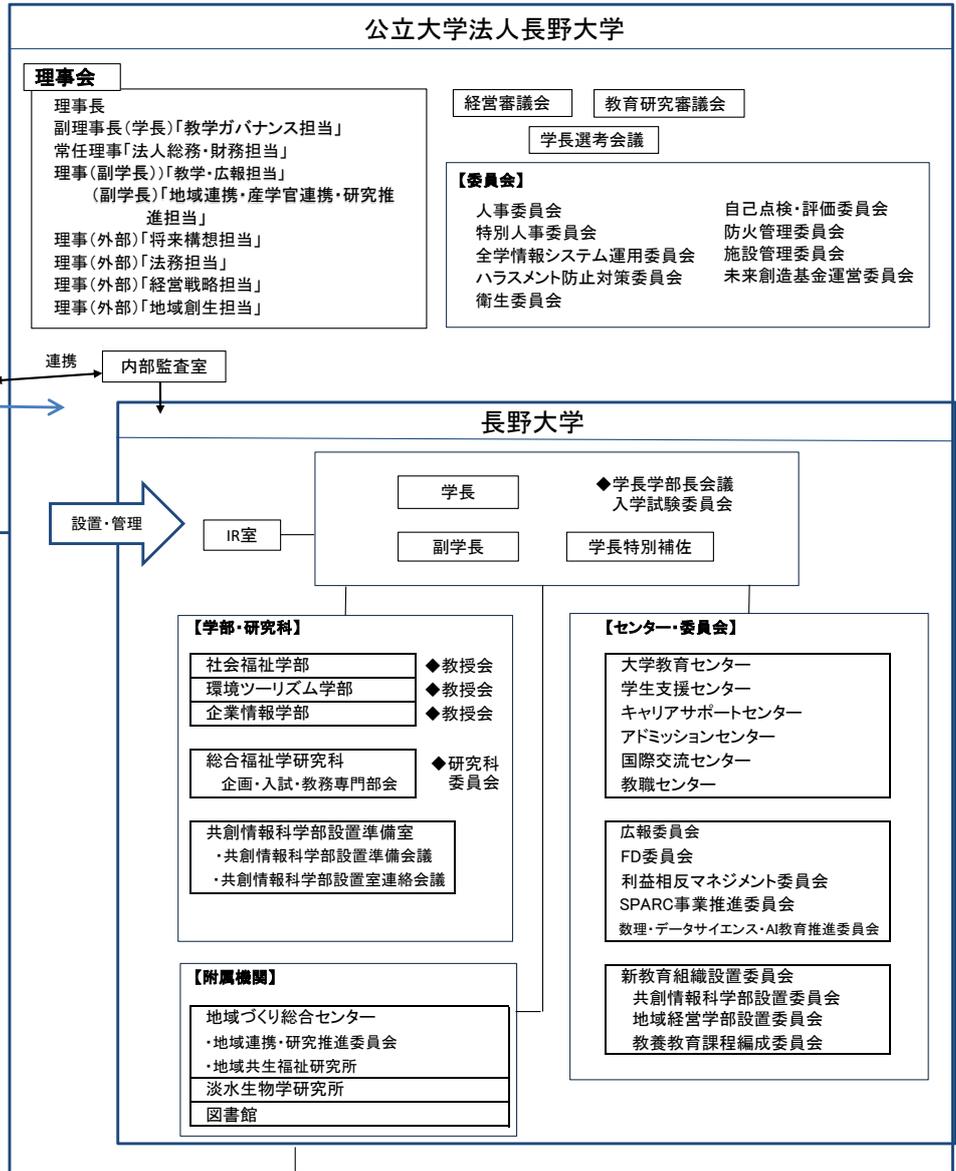
令和7年度 公立大学法人長野大学組織体制

(設立者) 上田市

地方独立行政法人法第7条(設立者)

公立大学法人長野大学 定款第26条
(法人の業務範囲)

- ・大学を設置し運営する
- ・学生に対し修学、進路選択、心身の健康相談、その他援助
- ・外部受託、共同研究等法人以外との連携による教育研究活動
- ・公開講座他学生以外の者への生涯学習機会提供
- ・大学での教育研究成果の普及、活用促進
- ・前各号業務に附帯する業務



- 理事会 議決事項(定款第19条)
- ・中期目標への意見
 - ・事業報告、業務実績に関する事項
 - ・中期計画に関する事項
 - ・市長の認可、承認を受ける事項
 - ・予算の作成、執行、決算
 - ・大学、学部、学科、その他重要な組織の設置、廃止
 - ・大学人事方針、基準
 - ・規程の制定、改廃
 - ・その他理事会で定める事項

